

公立大学法人横浜市立大学職員の勤務時間・休日及び休暇等に関する規程

制 定 平成17年4月1日規程第5号
最近改正 令和7年9月1日規程第51号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人横浜市立大学職員就業規則（以下「就業規則」という）第43条に基づき、職員の勤務時間・休日及び休暇等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(短時間勤務職員の勤務時間、休憩時間及び勤務を要しない日)

第1条の2 就業規則第39条第6項に規定する短時間勤務職員の勤務時間、休憩時間及び勤務を要しない日については別表第1のとおり定める。

(特別の勤務形態による勤務時間、休憩時間及び休息時間、勤務を要しない日)

第2条 就業規則第39条第5項に規定する特別の勤務形態によって勤務する必要のある職員等については、同条第2項及び第6項の規定にかかわらず、同条第1項に規定する勤務時間の範囲内で、勤務時間、休憩時間、休息時間及び勤務を要しない日の割り振りを別表第2のとおり定める。

(1か月単位変形労働時間制)

第3条 就業規則第39条第4項に規定する1か月単位変形労働時間制による、各週、各日の勤務時間、勤務間インターバル等及び休憩時間等については、別に定める公立大学法人横浜市立大学職員の1か月変形労働時間制勤務規程の定めるところによる。

(専門業務型裁量労働制)

第4条 就業規則第39条第3項に規定する専門業務型裁量労働制による、労働時間の取扱い等については、別に定める公立大学法人横浜市立大学職員の裁量労働勤務規程の定めるところによる。

(正規の勤務時間以外の時間における勤務及び深夜勤務)

第5条 業務の都合上必要がある場合には、就業規則第39条の規定にかかわらず、労働基準法（昭和20年法律第49号）第36条に規定する手続を経て、就業規則第39条の規定による勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間において勤務を命ずることができる。

2 妊娠中の職員及び産後1年を経過しない職員が請求した場合には、正規の勤務時間以外の時間における勤務または深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）における勤務はさせないこととする。

3 育児・介護を行う職員の第1項に関する事項については公立大学法人横浜市立大学職員の育児・介護休業等に関する規程（以下「育児・介護規程」という。）の定めるところによる。

(時間外勤務の休憩)

第6条 前条第1項の規定により勤務を命ぜられた場合において、所定の勤務時間を通じて1日につき労働時間が8時間を超える場合は、少なくとも1時間の休憩時間

(所定の勤務時間中に置く休憩時間を含む。)を勤務時間の途中に置くものとする。

(災害時の勤務)

第7条 災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間における勤務を命ずることができる。

(宿日直)

第8条 業務の都合上必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間及び休日に宿日直勤務を命ずることができる。

(オンコール)

第8条の2 夜間や休日における救急対応に必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間及び休日に、自宅等での待機を命じることができる。

(出勤)

第9条 出勤した職員は、自らが出勤したことを記録しなければならない。

(欠勤)

第10条 職員は、やむを得ない事由により欠勤しようとする場合は、あらかじめ、その事由及び期間を届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由により、あらかじめ届け出られなかった場合は、事後速やかに届け出なければならない。

2 前項の届出を怠った場合は、欠勤として扱う。

(勤務を要しない日及び休日の振替)

第11条 業務の都合上必要がある場合には、就業規則第39条第7項の勤務を要しない日及び就業規則第40条の休日（以下「休日等」という。）を4週間前から8週間後までの他の日に振替えることができる。

2 前項の場合には、当該休日等の前日までに、振替日を指定して職員に通知する。

3 前項の規定にもかかわらず、正当な理由もなくその日に勤務しない場合には、欠勤として取扱う。

(休日)

第11条の2 休日が勤務を要しない日に当たるときは、その日は、勤務を要しない日とする。

(年次有給休暇)

第12条 就業規則第41条第3項及び同条第4項に規定する理事長が別に定める4月2日以後新たに採用された職員及び復職（次の各号に掲げる事由により4月1日に勤務していない職員が職務に復帰したことをいう。）した者に対する当該年度における年次有給休暇の日数は、その者が採用された日及び復職した日の属する月に応じ、別表第3の日数欄に掲げる日数とする。

(1) 就業規則第19条の規定に基づく休職

(2) 就業規則第44条の2の規定に基づく配偶者同行休業

(3) 就業規則第50条の規定に基づく停職

2 就業規則第41条第3項に規定する4月1日以前から引続き勤務をしていない期間（就業規則第42条の各号に掲げる特別休暇（同条第1号に掲げる休暇を除く）を取得した期間及び業務上負傷し休業する期間を除く）が4月1日において90日を超えている職員が職務に復帰した場合の当該休暇年度における年次有給休暇の日数は

前項に掲げる別表第3を準用する。

- 3 前2項及び就業規則第41条に基づき年次有給休暇を取得することができる職員が当該休暇年度において、その休暇の全部又は一部を取得しなかった場合は、20日を超えない範囲以内において、その取得しなかった年次有給休暇（この項の規程により繰り越されたものを除く）を翌休暇年度に繰り越すことができる。
- 4 年次有給休暇は職員が請求した時季に与える。ただし、業務の都合によりやむを得ない場合には、他の時季に変更することができる。
- 5 年次有給休暇の取得は、1日、半日又は1時間を単位とする。1時間単位で取得する場合は、1時間を超える部分については15分刻みで取得できることとする。
- 6 年次有給休暇を時間単位で取得しようとする場合の取得日数及び1日における取得時間の上限は、1休暇年度につき5日までとし、1日に2回まで計3時間までとする。また、勤務開始時刻に時間単位で取得しようとする場合においては、その前日までに必ず請求することとし、原則として当日請求を認めない。
- 7 前項に規定する取得日数の上限は、就業規則第2条第2項に定める派遣職員のうち、労働基準法別表第1第1号から第10号まで及び第13号から第15号までに掲げる事業を除く事業に従事する職員には適用しない。

（短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員の年次休暇の日数）

第12条の2 就業規則第3条第4項に規定する短時間勤務職員及び就業規則第44条第1項に規定する育児短時間勤務の職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）の当該休暇年度における年次休暇の日数は、20日に短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数とする。ただし、当該日数が、労働基準法第39条に規定する年次有給休暇の日数を下回る場合は、同条に定める日数とする。

- 2 4月2日以後新たに短時間勤務職員となった者に対する当該休暇年度における年次休暇の日数は、短時間勤務職員となった日の属する月に応じ、別表第3の日数欄に掲げる日数に、前項の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数とする。ただし、当該日数が、労働基準法第39条に規定する年次有給休暇の日数を下回る場合は、同条に定める日数とする。
- 3 前条第1項各号に掲げる事由により、4月1日に勤務していない短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等が職務に復帰した場合の当該休暇年度における年次休暇の日数は、その者が職務に復帰した日の属する月に応じ、別表第3の日数欄に掲げる日数に、第1項の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数とする。ただし、当該日数が、労働基準法第39条に規定する年次有給休暇の日数を下回る場合は、同条に定める日数とする。
- 4 前項の規定は、4月1日以前から引き続き勤務していない期間（就業規則第42条の各号に掲げる特別休暇（同条第1号に掲げる休暇を除く。）を取得した期間及び業務上負傷し休業する期間を除く。）が4月1日において90日を超えている短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等（前項に規定する短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等を除く。）が職務に復帰した場合の当該休暇年度における年次休暇の日数についてこれを準用する。

第12条の3 育児短時間勤務の開始又は終了により1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数（以下「勤務形態」という。）が変更されるときの当該変更の日以後における職員の年次休暇の日数は、当該休暇年度の初日に当該変更の日の勤務形態を始めた場合にあっては就業規則第41条第1項又は同条第4項に掲げる日数に、第12条第3項の規定により当該休暇年度の前年度から繰り越された年次休暇の日数に勤務形態の変更後における1週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における1週間の勤務日の日数で除して得た率（以下「調整率」という。）を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）を加えて得た日数とし、当該休暇年度の初日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合において、同日以前に当該変更前の勤務形態を始めたときにあっては当該日数から当該休暇年度において当該変更の日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じて得た日数に、調整率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とし、当該休暇年度の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときにあっては当該勤務形態を始めた日においてこの条の規定により得られる日数から同日以後当該変更の日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じて得た日数に、調整率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。

（特別休暇）

第13条 就業規則第42条第1項に掲げる特別休暇の期間は、次の各号に掲げる休暇の区分に応じ、当該各号に掲げる期間とする。

- (1) 病気休暇 90日の範囲内で、必要と認められる期間
- (2) 結婚休暇 6日の範囲内の期間
- (3) 出産休暇 出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から出産の日後8週間を経過する日までの期間内において必要とされる期間
- (4) 生理日休暇 1回につき2日の範囲内の期間
- (5) 祭日休暇 1日の範囲内の期間
- (6) 服忌休暇 親族の別により、別表第4の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀等のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間
- (7) 骨隨提供休暇 必要と認められる期間
- (8) 社会貢献活動休暇 当該休暇年度において5日の範囲内で、必要と認められる期間
- (9) 夏季休暇 当該休暇年度において6月1日から9月30日までの期間（理事長が当該期間の延長を認めた場合には、承認後の期間）内における5日の範囲内の期間
- (10) 子の看護等休暇 育児・介護規程第22条第1項に規定する期間
- (11) 介護休暇 育児・介護規程第22条の3第1項に規定する期間
- (12) 公民権行使休暇 必要と認められる期間
- (13) 公の職務執行休暇 必要と認められる期間
- (14) 育児時間

ア 1日の勤務時間が4時間を超える日及び育児短時間勤務の職員として勤務する日 120分以内の期間（男性職員にあっては、120分からその配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項及び別表第4において同じ。）が使用する当該職員の請求に係る子の育児時間（労働基準法第67条の育児時間及びこれに相当するものを含む。以下同じ。）の期間を差し引いた期間を超えない期間）

イ ア以外の日 60分以内の期間（男性職員にあっては、60分からその配偶者が使用する当該職員の請求に係る子の育児時間の期間を差し引いた期間を超えない期間）

(15) 配偶者の出産のための休暇 配偶者が出産するために病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内において3日の範囲内の期間

(16) 男性職員の育児参加休暇 配偶者の出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間内において5日の範囲内の期間

(17) 災害時等特別休暇 必要と認められる期間

(18) 出生支援休暇 当該休暇年度において5日（体外受精等の頻繁に通院を要する場合にあっては10日）の範囲内の期間

(19) 母性健康管理に関する休暇 必要と認められる期間

(20) 永年勤続休暇 当該休暇年度において1日単位で2回

2 前項各号に掲げる特別休暇の日数計算において、特別休暇（前項第2号、第6号、第8号、第9号、第10号、第11号、第15号、第16号、第18号、第19号及び第20号に掲げる休暇を除く）の期間中に勤務を要しない日及び休日がある場合には、それらの日数を当該休暇の日数に含めて計算する。

3 就業規則第3条第3項に規定する専門職及び一般職のうち1週間の勤務日数が5日未満である職員の前項第1号、第2号、第8号から第11号まで、第15号及び第16号の日数は、当該各号の日数に1週間の勤務日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数（1日未満の端数がある場合は、これを四捨五入して得た日数）とする。

4 職員が前項の特別休暇を取得するには、あらかじめ理事長の承認を得なければならない。

5 特別休暇は有給の休暇とする。

（年次有給休暇及び特別休暇の請求）

第14条 職員は、年次有給休暇及び特別休暇を取得しようとする場合は、所定の手続によりその前日までに理事長に請求しなければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由により前日までに請求できなかった場合は、その事由を付して速やかに請求しなければならない。

2 理事長は、特別休暇について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。

第15条 （削除）

第16条 （削除）

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、職員の勤務時間・休日及び休暇に関し必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年規程第87号)

この規程は、平成28年8月1日から施行する。

附 則 (平成29年規程第10号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年規程第71号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年規程第26号)

この規程は、令和2年3月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則 (令和2年規程第38号)

この規程は、令和2年5月1日から施行し、令和2年3月1日から適用する。

附 則 (令和3年規程第25号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年規程第36号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年規程第3号）

この規程は、令和5年1月1日から施行する。

附 則（令和5年規程第19号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年規程第56号）

この規程は、令和6年6月1日から施行する。

附 則（令和7年規程第31号）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年規程第51号）

この規程は、令和7年9月1日から施行する。

別表第1（第1条の2）

勤務時間	休憩時間	勤務を要しない日
1日あたり7時間45分の範囲内で理事長が指定する時間	勤務時間の途中に1時間を与える	日曜日、土曜日及び月曜日から金曜日までの間であらかじめ理事長が指定する1日
		日曜日及び土曜日

（備考）この表により難い場合は、それぞれの時間を超えない範囲で理事長が指定する時間とすることができる。

別表第2（第2条）

勤務場所	職員の範囲	勤務別	勤務時間	休憩時間	勤務を要しない日
附属病院	臨床検査部、輸血・細胞治療部に勤務する職員	(1)	午前8時25分から午後5時10分まで	勤務時間の途中に1時間を与える	4週間を通じ8日となるようにあらかじめ附属病院の病院長が指定する日
		(2)	午前8時30分から午後5時15分まで		
		(3)	午後5時10分から午前1時55分まで		
	病理部に勤務する職員	(1)	午前8時25分から午後5時10分まで	勤務時間の途中に1時間を与える	4週間を通じ8日となるようにあらかじめ附属病院の病院長が指定する日
		(2)	午前8時30分から午後5時15分まで		
	放射線部に勤務する職員	(1)	午前8時25分から午後5時10分まで	勤務時間の途中に1時間を与える	4週間を通じ8日となるようにあらかじめ附属病院の病院長が指定する日
		(2)	午前8時30分から午後5時15分まで		
		(3)	午後5時10分から午前1時55分まで		
	薬剤部に勤務する職員	(1)	午前8時25分から午後5時10分まで	勤務時間の途中に1時間を与える	4週間を通じ8日となるようにあらかじめ附属病院の病院長が指定する日
		(2)	午前8時30分から午後5時15分まで		
		(3)	午後5時10分から午前1時55分まで		
	リハビリテーション部に勤務する職員	(1)	午前8時25分から午後5時10分まで	勤務時間の途中に1時間を与える	日曜日及び土曜日
		(2)	午前8時30分から午後5時15分まで		
	栄養部に勤務する職員	(1)	午前7時25分から午後4時10分まで	勤務時間の途中に1時間を与える	4週間を通じ8日となるようにあらかじめ附属病院の病院長が
		(2)	午前8時25分から午後5時10分まで		

勤務場所	職員の範囲	勤務別	勤務時間	休憩時間	勤務を要しない日
		(3)	午前 8 時 30 分から 午後 5 時 15 分まで		指定する日
		(4)	午前 9 時 50 分から 午後 6 時 35 分まで		
	看護部に勤務する職員	(1)	午前 7 時 25 分から 午後 4 時 10 分まで	勤務時間の途中に1時間を与える	4週間を通じ8日となるようにあらかじめ附属病院の病院長が指定する日
		(2)	午前 8 時 10 分から 午後 4 時 55 分まで		
		(3)	午前 8 時 25 分から 午後 5 時 10 分まで		
		(4)	午前 8 時 30 分から 午後 5 時 15 分まで		
		(5)	午前 10 時 55 分から 午後 7 時 40 分まで		
		(6)	午前 11 時 55 分から 午後 8 時 40 分まで		
		(7)	午後 3 時 40 分から 午前 0 時 25 分まで		
		(8)	午後 4 時 25 分から 午前 1 時 10 分まで		
		(9)	午前 0 時 25 分から 午前 9 時 10 分まで		
		(10)	午前 0 時 25 分から 午前 9 時 10 分まで		
		(11)	午前 1 時 10 分から 午前 9 時 55 分まで		
	臨床工学技士	(1)	午前 8 時 25 分から 午後 5 時 10 分まで	勤務時間の途中に1時間を与える	4週間を通じ8日となるようにあらかじめ附属病院の病院長が指定する日
		(2)	午前 8 時 30 分から 午後 5 時 15 分まで		
	歯科衛生士	(1)	午前 8 時 25 分から 午後 5 時 10 分まで	勤務時間の途中に1時間を与える	日曜日及び土曜日
		(2)	午前 8 時 30 分から 午後 5 時 15 分まで		
		(3)	午前 9 時 25 分から 午後 6 時 10 分まで		
	臨床試験管理室に勤務する職員	(1)	午前 8 時 25 分から 午後 5 時 10 分まで	勤務時間の途中に1時間を与える	日曜日及び土曜日
		(2)	午前 8 時 30 分から 午後 5 時 15 分まで		
	歯科技工士、視能訓練士その他医療技術職の職員	(1)	午前 8 時 25 分から 午後 5 時 10 分まで	勤務時間の途中に1時間を与える	日曜日及び土曜日
		(2)	午前 8 時 30 分から 午後 5 時 15 分まで		
附属市民	臨床検査部、	(1)	午前 7 時 25 分から	勤務時間	4週間を通じ8日と

勤務場所	職員の範囲	勤務別	勤務時間	休憩時間	勤務を要しない日
総合医療センター	輸血部、病理部に勤務する職員		午後 4 時 10 分まで	の途中に 1 時間を与える	なるようあらかじめ附属市民総合医療センターの病院長が指定する日
		(2)	午前 7 時 55 分から 午後 4 時 40 分まで		
		(3)	午前 8 時 25 分から 午後 5 時 10 分まで		
		(4)	午前 8 時 30 分から 午後 5 時 15 分まで		
		(5)	午後 5 時 10 分から 午前 1 時 55 分まで		
	放射線部に勤務する職員	(1)	午前 8 時 25 分から 午後 5 時 10 分まで	勤務時間の途中に 1 時間を与える	4週間を通じ 8 日となるようあらかじめ附属市民総合医療センターの病院長が指定する日
		(2)	午前 8 時 30 分から 午後 5 時 15 分まで		
		(3)	午後 5 時 10 分から 午前 1 時 55 分まで		
	歯科衛生士、歯科技工士、視能訓練士、言語聴覚士その他医療技術職の職員	(1)	午前 8 時 25 分から 午後 5 時 10 分まで	勤務時間の途中に 1 時間を与える	日曜日及び土曜日
		(2)	午前 8 時 30 分から 午後 5 時 15 分まで		
薬剤部に勤務する職員		(1)	午前 8 時 25 分から 午後 5 時 10 分まで	勤務時間の途中に 1 時間を与える	4週間を通じ 8 日となるようあらかじめ附属市民総合医療センターの病院長が指定する日
		(2)	午前 8 時 30 分から 午後 5 時 15 分まで		
		(3)	午後 3 時 25 分から 午前 0 時 10 分まで		
		(4)	午前 0 時 10 分から 午前 8 時 55 分まで		
	リハビリテーション部に勤務する職員	(1)	午前 8 時 25 分から 午後 5 時 10 分まで	勤務時間の途中に 1 時間を与える	4週間を通じ 8 日となるようあらかじめ附属市民総合医療センターの病院長が指定する日
		(2)	午前 8 時 30 分から 午後 5 時 15 分まで		
栄養部に勤務する職員		(1)	午前 7 時 25 分から 午後 4 時 10 分まで	勤務時間の途中に 1 時間を与える	4週間を通じ 8 日となるようあらかじめ附属市民総合医療センターの病院長が指定する日
		(2)	午前 8 時 25 分から 午後 5 時 10 分まで		
		(3)	午前 8 時 30 分から 午後 5 時 15 分まで		
		(4)	午前 9 時 10 分から 午後 5 時 55 分まで		
		(5)	午前 10 時 20 分から 午後 7 時 05 分まで		
	看護部に勤務する職員	(1)	午前 7 時 55 分から 午後 4 時 40 分まで	勤務時間の途中に	4週間を通じ 8 日となるようあらか

勤務場所	職員の範囲	勤務別	勤務時間	休憩時間	勤務を要しない日
		(2)	午前 8 時 10 分から 午後 4 時 55 分まで	1 時間を 与える	じめ附属市民総合 医療センターの病 院長が指定する日
		(3)	午前 8 時 25 分から 午後 5 時 10 分まで		
		(4)	午前 8 時 30 分から 午後 5 時 15 分まで		
		(5)	午前 10 時 40 分から 午後 7 時 25 分まで		
		(6)	午前 10 時 55 分から 午後 7 時 40 分まで		
		(7)	午前 11 時 25 分から 午後 8 時 10 分まで		
		(8)	午前 11 時 55 分から 午後 8 時 40 分まで		
		(9)	午後 3 時 40 分から 午前 0 時 25 分まで		
		(10)	午後 4 時 25 分から 午前 1 時 10 分まで		
		(11)	午前 0 時 25 分から 午前 9 時 10 分まで		
		(12)	午前 1 時 10 分から 午前 9 時 55 分まで		
	臨床工学技士	(1)	午前 8 時 25 分から 午後 5 時 10 分まで	勤務時間 の途中に 1 時間を与 える	4 週間を通じ 8 日と なるようにあらか じめ附属市民総合 医療センターの病 院長が指定する日
	(2)	午前 8 時 30 分から 午後 5 時 15 分まで			
	(3)	午後 5 時 10 分から 午前 1 時 55 分まで			

(備考) この表により難い場合は、就業規則第 39 条第 1 項に規定する勤務時間の範囲内で理事長が指定する時間とすることができる。

別表第 3 (第12条第1項)

採用された日及び復職した日の属する月	日数	採用された日及び復職した日の属する月	日数
4月	18 日	10月	10 日
5月	17 日	11月	8 日
6月	16 日	12月	7 日
7月	15 日	1月	5 日
8月	13 日	2月	3 日
9月	12 日	3月	1 日

別表第4（第13条第1項第6号）

死亡した親族	日数
配偶者等（配偶者及び婚姻関係と異なる程度の実質を備える社会生活を営む関係にあると理事長が認める者をいう。以下同じ。）	7日
父母	
子	5日
祖父母	3日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）
父母の配偶者又は配偶者等の父母	3日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、7日）
子の配偶者又は配偶者等の子	1日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、5日）
祖父母の配偶者又は配偶者等の祖父母 兄弟姉妹の配偶者又は配偶者等の兄弟姉妹	1日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、3日）
おじ又はおばの配偶者	1日

備考

- 1 葬儀等で遠隔地へ赴く場合（1日の大半（8時間超）の時間を費やす場合）には、往復に要する日数を加算する。
- 2 服忌休暇が重複する場合は、重複する一方の休暇を減ずるものとする。